

正会員の資格取得及び講習受講費用助成内規

（目的）

第1条 正会員の自己啓発を通じて、本人及び他の会員の能力及び資質の向上を図り、活動の高度化及び多様化に資するため、活動に関連する資格の取得や講習の受講に要する費用を助成するものである。

（助成資格）

第2条 助成の対象となる者は以下のとおりとする。

正会員（団体会員含む）者で2年以上在籍し、本会の各事業に通年参加の実績を有し、引き続き本会の各事業に協力していく意志のある者。

（助成の種別）

第3条 助成の対象は、以下に定めるものとする。なお、以下の資格試験、講習以外に対する助成については、理事長の承認を得るものとする。

- 1 （公財）日本スポーツ協会主催の資格試験及び講習
- 2 （公財）日本体育施設協会主催の資格試験及び講習
- 3 （公財）京都府スポーツ協会主催の資格試験及び講習
- 4 上記（公財）の各協会指導者（審判他）資格登録の更新
- 5 その他

（助成の範囲）

第4条 助成の範囲は、一つの資格試験及び講習に要する受講・受験及び登録料（受講料に含まれる教材費）及び交通費とする。

但し、個人で購入する教材費等は範囲外とする。

（助成額）

第5条 一つの資格試験及び講習・登録に要する助成額は、その実費の半額とする。

但し、資格を取得した場合に限る。

（助成申請方法）

第6条 助成を受けようとする者は、事前に所定の書式に必要事項を記入し、NPO法人京田辺市社会体育協会事務局に提出する。事務局の担当は、助成申請書を受理したら内規に基づき速やかに処理し、第3条3項の場合は理事長の承認を得なければならない。

（報告及び支給方法）

第7条 助成申請者は、試験または講習・登録終了後、速やかに事務局に報告す

るとともに支払いを証する書類を提出すること。事務局担当は、報告を受け、支払いを証する書類と引き換えに、助成金を支給する。

(内規の変更及び廃止)

第8条 この内規を変更及び廃止しようとするときは、理事会において、その変更及び廃止についての議決を得なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成23年8月24日より施行する。
- 2 この内規は、平成26年3月14日より施行する。第2条団体会員追加
- 3 この内規は、平成30年4月1日より施行する。第3条更新追加
- 4 この内規は、令和元年9月12日より施行する。第3条協会名称変更